

総合特別区域の進捗に係る事後評価【国際分野】

平成28年度

グリーンアジア国際戦略総合特区 [指定: 平成23年12月、認定: 平成24年3月]

正
準

正 : 平成28年3月末までに計画が認定された地区 / 準 : 平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値

$$(5.0+5.0)/2=5.0$$

5.0

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高	114%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$$(5\times 1+4\times 0+3\times 0+2\times 0+1\times 0)/1=5.0$$

5.0

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。

(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5\times 0.2+4\times 0.1+3\times 0.7=3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

5.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値

$$(3.8+4.8+4.8)/3=4.5$$

4.5

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、全国展開された措置

(事項)

・70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備

(概要)

・国との協議の結果、70MPa燃料電池自動車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る技術基準を整備するため、省令等が改正され、市街地に70MPa圧縮水素スタンドを建設することが可能になった。

(事項)

・例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大

(概要)

・国と地方の協議の結果、水素スタンドで使用可能な鋼材について、水素が鋼材に与える影響を考慮した安全な鋼材が「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(内規)」等の例示基準に例示され、使用可能鋼材が拡大された。

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置

(事項)

・水素ステーション併設に係る給油取扱所の規制の合理化

(概要)

・国と地方の協議の結果、水素ステーションを併設した給油取扱所における水素ディスペンサーとガソリンディスペンサーの並列設置が可能であることが確認された。

専門家による評価の平均値

3.8

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.8

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.8

III 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.8

- ・計画内容もよくまとまっており、順調に実績を上げていると評価できる。
- ・地域独自の財政支援は素晴らしいが、将来の自律に向けた工夫がほしい。
- ・財政措置等で幅広いグリーンビジネスの推進を実現しているが、規制緩和が水素ステーションに限られているなど、横断的・包括的な取組を評価することも必要と考えられる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.8

総合評価

I 、 II 及び III を 1 : 1 : 2 の比率で計算 $(5.0 + 4.5 + 4.8 \times 2) / 4 = 4.8$

4.8

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5~1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。